

論 説

労働者福祉運動と社会的課題への対応(三・完)

―「ライフサポートセンターしずおか」と「フードバンクふじのくに」の設立―

日 詰 一 幸

はじめに

第一章 静岡県内における戦後の労働者福祉運動の概要

第二章 ライフサポートセンターしずおか(LSCしずおか)の設立

第一節 連合評価委員会最終報告とライフサポートセンター構想

第二節 LSCしずおかの組織特性

第三節 LSCしずおかの成果 (以上、第二十卷四号)

第三章 フードバンクふじのくにの設立

第一節 静岡県内におけるフードバンク設立に向けての検討 (第二十一卷三・四号)

第二節 「フードバンクふじのくに」の活動実態 (以下、本号)

第四章 フードバンクふじのくにの今後の可能性

第一節 フードバンク利用者の実態

第二節 フードバンクふじのくにの課題  
むすび

第三章 フードバンクふじのくにの設立

第二節 「フードバンクふじのくに」の活動実態

前節で述べたように、「フードバンクふじのくに」は、二〇一四年五月一九日に設立総会を開催し、翌二〇日より活動を開始した。本節では、当初三年間の活動実態を以下のような四つの側面から整理しておくことにしたい。

- ① 組織運営体制
- ② 食料調達方法
- ③ 食料提供先
- ④ 他組織との連携

(一) 組織運営体制

前述のように、「フードバンクふじのくに」は、静岡県内における様々な組織間の連携によるコンソーシアム型の組織としてスタートした。

フードバンクの倉庫機能は、コンソーシアムの一員であるNPO法人POPPOLO(以下、POPPOLO)が入居している建物の内部に設置し、ストリートレベルでのフードバンクの運営に関しては、POPPOLOのスタッフに委託して活動を開始した。<sup>(1)</sup>

フードバンクの運営に関するガバナンス構造は、事務局、理事会、そして総会から構成される。なお、事務局と理事会の間に三役会(理事長、副理事長、事務局スタッフ)を置き、組織運営にかかわる規約類の作成、食料や運営資金調達の検討、行政・企業・関連団体とのネットワーク構築に関する検討などを行っている。そして、理事会に諮る事項については、予め事務局において検討された原案を三役会で検討し、そこでの検討をもとに理事会に諮るという形をとっている。なお、定款の作成段階より、本法人の運営に関しては、機動性を重視して理事会主導型を採用している。そのため、組織運営に関しては、理事会決定により迅速に対応できるようになっている。なお、理事会の開催頻度であるが、毎月定期的に開催するのではなく、四半期程度のインターバルで開催している。

一方、組織運営に必要な資金の調達についても言及しておきたい。活動の開始後三年間は、独立行政法人福祉医療機構(WAM)の社会福祉振興助成事業の支援を受けた。この助成金が活動の安定化に大きく貢献したことは言うに及ばない。その意味では、フードバンク立ち上げに関するシードマネーとしての役割を發揮しているものと考えられる。しかし、フードバンクふじのくにのように三年間助成を受ける例は稀である。<sup>(3)</sup> フードバンクは、社会に回る食

料を無料で提供していただき、それを無料で生活困窮者へ提供する活動である。もちろん、環境面では「食品ロス」の削減に一定程度貢献することになるが、多くは生活困窮者支援という側面を有している。そのため、収益事業を展開することはなかなか困難な側面を有していることから、寄付金やボランティアに依存することになる。フードバンクふじのくにも、二〇一七年三月に認定NPO法人の資格を取得し、寄付者に対する税制優遇資格を得たが、寄付金を獲得するための活動を展開しても、金銭面の寄付に対する共感が思うように広がらないというジレンマを抱えている。

しかし、フードバンクふじのくの場合、活動開始後三年間の運営資金は、WAM助成金の他に、労働関係団体からの寄付金、賛助会費(労働関係団体構成員が主体)等によって賄われている。

## (二) 食料調達方法

フードバンクふじのくには、静岡県内の最前線で生活困窮者支援を行っている組織に食料を無料で提供するフードバンクを指している。そして、生活困窮者個人への食料の提供は、県内の他の組織に委ねている。

そのため、フードバンクとして常にニーズを満たすだけの食料の調達が必要とされる。活動開始当初は、提供できる食料がほとんどなかったため、関連団体のPOPPOLOが調達した食料の支援を受けて活動を開始した。活動開始後間もなく、県労福協傘下の地域・地区労福協の支援を受けて、「米一合」運動を展開した。その甲斐あって、主食であるコメの調達が可能となった。

また、静岡県内における本格的な「フードバンク」活動の開始に関わる報道も効果的に作用し、個人や企業等から

の問い合わせと食料の提供も次第に増えていった。しかし、安定的に食料を調達する仕組みを構築する必要性があった。食料の調達方法については、他のフードバンクが行っているように、いくつかの経路が考えられる。①個人からの食料の寄贈、②フードドライブの実施、③生協・スーパーマーケット等の協力、④食品メーカーからの寄贈、⑤行政・企業における防災備蓄品の提供等がある。

フードバンクでは、これら様々な経路を組み合わせて食料を調達することになる。

個人からの食料の寄贈に関しては、フードバンク側からの継続的な広報や報道機関による報道が効果的であるが、食料の寄贈に関しては限界もある。そのため、一定程度まとまった量の食料の調達方法を戦略的に検討する必要がある。そこで、フードバンクふじのくににおいて、初年度から焦点を当てて検討したことは②、③、④に関わる取り組みであった。

#### (ア) フードドライブの実施

フードバンクふじのくにのフードドライブは、日本の慣習である中元や歳暮がひと段落した時期をねらい、家庭で余している食料に焦点をあて、寄贈を受ける取り組みである。二〇一四年夏から取り組みを開始した。毎年二回実施(夏・冬)することが恒例となっている。回数を重ねるごとに食料回収拠点数が増加し、この取り組みに対する地域社会の理解と周知が拡大しつつある。

フードドライブによる食料回収拠点と寄贈量は活動開始後直近の結果も含めると次の通りとなる。

#### ・二〇一四年夏季

回収拠点数―三二カ所、寄贈量―七七四kg

・二〇一四年冬季

回収拠点数―三二カ所、寄贈量―一、〇六七kg

・二〇一五年夏季

回収拠点数―四一カ所、寄贈量―一、二九〇kg

・二〇一五年冬季

回収拠点数―七八カ所、寄贈量―五、〇七四kg

・二〇一六年夏季

回収拠点数―一五七カ所、寄贈量―四、七一四kg

・二〇一六年冬季

回収拠点数―一七一カ所、寄贈量―九、三四一kg

・二〇一七年夏季

回収拠点数―一七三カ所、寄贈量―八、八五一kg

・二〇一七年冬季

回収拠点数―一九三カ所、寄贈量―一〇、六五〇kg

以上のように、フードバンクふじのくにのフードドライブは静岡県内の各地域に定着しつつあるものと考えられる。そのため、フードバンクにおける食料調達には不可欠な取り組みになっている。

回収拠点数が回を経るごとに増加している。とりわけ、フードバンクの設立二年目である二〇一五年冬季より回収

拠点が増加し始め、翌一六年夏季には倍増している。その背景として考えられる要因を整理すると次のようになる。

a、コンソーシアム型組織の利点

フードバンクふじのくには、静岡県内で活動を展開する様々な組織・団体が相互に連携して設立されたNPO法人である。連合静岡をはじめ、労働関係団体が構成メンバーとなっている。フードドライブの実施にあたっては、これら労働界の協力が不可欠である。フードバンク設立当初は、県労福協の呼びかけにより、県内地域・地区労福協や個別の労働組合の活動の一環としてフードドライブを実施した。静岡県内の労働界の協力により、フードドライブはかなりの広がりを見せた。その後、二〇一六年夏季には前年冬季の回収拠点数の倍増を実現したが、この背景には地域・地区労福協が毎年実施する各市町への行政要望が影響していると考えられる。地域・地区労福協による各市町への行政要望の際に、要望事項として「フードバンクふじのくにへの支援」を要請している。フードバンクの食料の提供先は、民間の生活困窮者支援関連組織・団体だけではなく、各市町の福祉関係課、各市町社会福祉協議会がある。すなわち、フードバンクふじのくにから各市町福祉関係課への食料提供がなされていることから、行政要望は食料の提供を受けている市町にとっては、フードバンクへの何らかの支援を検討する動機づけとなっている。つまり、地域・地区労福協の各市町への行政要望が引き金となり、食料回収拠点の増加に寄与している一面があると考えられる。

また、地域・地区労福協の取り組みは、行政要望だけにとどまらず、フードドライブの実施への協力も行われている。そして、静岡県内二二カ所にある地区労福協や企業の労働組合からも様々な形で食料の寄贈を受けている。

b、フードバンク事業推進委員会の役割

食料を調達する上で、静岡県内各市町との連携協力をどのように進めることができるのかということは、大きな課

題であった。フードバンクふじのくには、運営資金獲得の一環として、二〇一四年、一五年、一六年と三カ年にわたり、WAMからの助成金の交付を受けた。フードバンク単体として三年間の助成を受けるのは稀なことであったが、運営方法やその成果が評価されたことであった。WAMの助成金交付を受けるにあたり、事業提案書の中に、地域社会においてフードバンク活動の認知と理解を広げるために、「事業推進委員会」の開催を盛り込んだ。

この推進委員会は、フードバンクふじのくと静岡県内市町と市町社会福祉協議会・相談窓口受託団体を対象として開催するもので、フードバンク活動の実態を報告するとともに、静岡県内における連携協力の関係を構築する方策について協議する場とした。

初年度の二〇一四年度は、主にフードバンクふじのくの理解を広げることが大きな目的であった。翌一五年度においては、食料を提供する際の運送費用低減やフードドライブの広報に関する意見交換等を行った。このような推進委員会での意見交換は、参加した各市町や社会福祉協議会職員の意識啓発につながり、フードバンクの活動の推進に役立った。そして、一六年度では、フードバンクとの連携協力に関して、先駆的な活動を展開している自治体と社会福祉協議会の事例を紹介していただき、自治体・社会福祉協議会双方に対して、フードバンクとの連携協力の方法に関し理解を促した。この結果、年二回実施しているフードドライブに関し、回数を追うごとに自治体や社会福祉協議会の協力が得られるようになった。この点は、食料の調達に大きく貢献している。

c、その他

フードバンクふじのくの活動が県内で報道され、その認知度が拡大するにつれ、寺院を中心とする宗教団体、女性組織、大学・短大・高校といった教育機関でのフードドライブの取り組みも見られるようになった。地域を巻き込



んだ活動や教育機関での活動の広がり、まさにフードバンクへの理解を促進する上で大きな力となっている。今後、地域での様々な活動の広がりに期待したい。

(イ) 生協・スーパーマーケット等の協力

フードバンクふじのくにの活動に協力する組織・団体を拡大していく中で、消費生活と日常的に関わりのある生協やスーパーマーケットの協力を仰ぐことは重要である。

フードバンクふじのくにでは、初年度の二〇一四年より生活協同組合ユーコープの協力を得ている。ユーコープは毎週金曜日に定期的に食料の寄贈を行うだけでなく、フードドライブの実施にも協力をしている。

また、静岡市内に本社を置く株式会社静鉄ストア（「しずてつストア」）は、二〇一四年一〇月よりフードバンク活動に理解を示し、試行的に八店舗でフードドライブを実施した。その後、社内におけるフードドライブの理解が進み、現在は全店舗において、しかも常設でフードドライブを実施している。また、焼津市内に本社を置く、株式会社富士屋（「スーパー富士屋」）とも協力関係を構築することができ、四店舗において常設でフードドライブを実施している。

このように元来消費生活のあり方に関して啓発活動を展開してきた生協、さらには消費者にとって身近な存在であるスーパーマーケットの協力により、回収ボックスを常設で各店舗に設置することができたことは大きな成果となった。このことにより、市民が買い物で訪れる身近な場所において、フードバンクの活動とその活動の一環であるフードドライブに接することは、普通の市民の生活困窮者とそれを支援するフードバンク活動の啓発に大きく貢献しているものと考えられる。

(ウ) 食品メーカーからの寄贈

フードバンクふじのくにが設立されてから、生活困窮者に提供する食料を安定的に確保するためには、静岡県内における食品メーカーの協力が不可欠であった。そこで、フードバンクが協力の申し入れを行ったのが、一般社団法人静岡県缶詰協会であった。静岡県缶詰協会は静岡県内に事業所を有する一八社から構成される団体であるが、二〇一四年一二月にこの缶詰協会と商品提供に関する協定を締結することができた。この協定により、缶詰協会に加盟する缶詰製造会社から定期的に食品の寄贈を受けている。これら企業は缶詰等副食を中心に寄贈を継続しており、フードバンク活動の大きな支えとなっている。

(エ) 行政・企業における防災備蓄品の提供

行政機関並びに企業とも、防災備蓄品を備えている。しかし、防災備蓄品には消費期限が設定されており、多くの場合五年が一般的である。そのため、行政機関及び企業とも期限の迫った防災備蓄品の消費に頭を悩ませることになった。特に、二〇一一年三月一日の東日本大震災以降に購入した防災備蓄品の消費期限が迫った一六年には、フードバンクふじのくにへ防災備蓄品の受け入れについて多くの照会が寄せられた。防災備蓄品は一定程度のまとまった量の食料の受け入れが可能となり、フードバンク側としても、とりわけ電気・ガス・水道が止められている個人・家族の支援には役立つことから食料提供のバリエーションが増えることになる。そのため、市町や企業からの防災備蓄品の寄贈を受け入れている。

以上のような取り組みを通じて食料調達を実施してきたが、その成果は次のとおりである。

・二〇一四年度

寄贈件数 三三三件 寄贈量 一六、六九八kg

・二〇一五年度

寄贈件数 五二四件 寄贈量 四二、三四五kg

・二〇一六年度

寄贈件数 七九四件 寄贈量 四九、五〇〇kg

このように、活動開始の翌年度からフードバンクふじのくにの認知度が増大し、県民だけでなく、市町を中心とした行政機関や県内企業、地域の各種団体からの食料提供に関する支援の輪が広がっていった。このことにより、今のところ毎年四〇トンから五〇トンの範囲で食料の調達が可能となっている。

### (三) 食料提供先

フードバンクふじのくにの重要な役割は、調達した食料を、生活困窮者支援活動を展開している行政をはじめ各団体に提供することである。

フードバンクふじのくにの活動拠点が静岡市内にあるため、東西に広い静岡県内の各地区（東部、中部、西部）とのかかわりに偏りがあることは否めないが、二〇一六年度の実態は次のようになる。<sup>(4)</sup>

- ・東部地区  
相談・依頼件数 一、一一七件 支援重量 一六、五八六 kg
- ・中部地区  
相談・依頼件数 一、〇六三件 支援重量 二七、六〇四 kg
- ・西部地区  
相談・依頼件数 二二一件 支援重量 五、一六八 kg
- ・県外(災害支援等)  
相談・依頼件数 二二件 支援重量 一、八九九 kg

活動を開始してから三年間の出庫件数と出庫重量は以下のである。<sup>⑤</sup>

- ・二〇一四年度  
出庫件数 三六七件 出庫重量 一四、〇〇〇 kg
- ・二〇一五年度  
出庫件数 一、三八五件 出庫重量 三八、〇〇〇 kg
- ・二〇一六年度  
出庫件数 二、四二二件 出庫重量 五一、二五七 kg

フードバンクふじのくにへ寄贈された食料は、生活困窮者支援を行っている静岡県内市町の福祉担当課や市町社会

福祉協議会、さらにはNPO法人や地域包括支援センター、自立支援センター、ひきこもり支援センター、DV被害者支援団体、外国人支援団体、障害者支援団体、保育所、子ども食堂等へ提供される。

生活困窮者支援は、ストリートレベルでの対応になるのが一般的である。生活困窮者に対する最終的なセーフティネットとして、生活保護の申請・適用がある。市町の社会福祉事務所等へ相談・申請を行っても手続きを経て決定までには時間を要するため、迅速に対応することが困難である。そのような場合、明日の食事にも事欠く生活困窮者への一時的な対応として、窓口で数日間分の食料を提供することが求められる。そのような場合、市町で一定程度の食料を備蓄していれば問題はないが、そのような取り組みをしている自治体は多くない<sup>6)</sup>。そこで、フードバンクから食料の提供を受け、生活困窮者を支援することが可能となる。また、市町社会福祉協議会でも貸付制度があるが、それらの適用には一定程度の時間を要するため、相談者の状況に応じ一時的な支援が求められる場合には、フードバンクが提供する食料によって支援がなされる。このように、フードバンクふじのくにが提供する食料は、無料で生活困窮者支援を実施している組織・団体に提供され、食を必要としている人々の手元に届けられることになる。

二〇一六年度の支援先は表のとおりである。静岡県内においてフードバンクふじのくにの活動が認知されるに伴い、支援先も増加している。

## 「フードバンクふじのくに」の支援先一覧(2016年度)

東部総相談件数			支援重量(kg)			中部総相談件数			支援重量(kg)				
1,117			16,586			1,063			27,604				
東 部			依頼数 重量(kg)			中 部			依頼数 重量(kg)				
1	伊東市社会福祉協議会	32	557	1	清水第六中学校	6	89	2	吉田町社会福祉協議会	53	995		
2	伊東市役所	47	891	3	焼津市社会福祉協議会	69	1,535	4	焼津市役所	10	197		
3	伊豆の国市社会福祉協議会	29	646	5	静岡市社会福祉協議会葵区	99	1,616	5	静岡市社会福祉協議会駿河区	112	1,956		
4	伊豆の国市役所	5	102	6	静岡市社会福祉協議会清水区	73	1,366	6	静岡市駿河区役所	4	54		
5	伊豆市社会福祉協議会	3	42	7	静岡市清水区役所	64	824	7	静岡地方検察庁	1	11		
6	下田市社会福祉協議会	3	187	8	川根本町社会福祉協議会	3	74	8	島田市役所	198	3,377		
7	下田市役所	8	151	9	藤枝市自立生活サポートセンター	71	1,743	9	藤枝市役所	5	75		
8	河津町社会福祉協議会	2	27	10	牧之原市社会福祉協議会	29	780	10	牧之原市役所	4	83		
9	御殿場市社会福祉協議会	53	363	11	福祉団体等(POPOLO等)	268	12,829	11	掛川市社会福祉協議会	24	403		
10	三島市社会福祉協議会	70	1,147	12	西部総相談件数	221	5,168	12	菊川市社会福祉協議会	9	122		
11	三島市生活支援センター	20	745	13	西 部	依頼数 重量(kg)	13	181	13	菊川市役所	13	181	
12	三島市役所	6	113	14	1	掛川市社会福祉協議会	24	403	14	湖西市社会福祉協議会	15	223	
13	小山町社会福祉協議会	11	232	15	2	菊川市社会福祉協議会	9	122	15	湖西市役所	8	101	
14	松崎町社会福祉協議会	17	224	16	3	菊川市役所	13	181	16	御前崎市社会福祉協議会	4	74	
15	沼津市自立支援センター	33	969	17	4	湖西市社会福祉協議会	15	223	17	御前崎市役所	14	198	
16	裾野社会福祉協議会	1	20	18	5	湖西市役所	8	101	18	森町社会福祉協議会	5	84	
17	裾野市役所	20	353	19	6	湖西市社会福祉協議会	15	223	19	清水町社会福祉協議会	2	43	
18	清水町社会福祉協議会	15	295	20	7	袋井市社会福祉協議会	19	513	20	袋井市役所	38	617	
19	清水町役場	3	57	21	8	袋井市役所	38	617	21	磐田市役所	7	136	
20	西伊豆町社会福祉協議会	7	116	22	9	磐田市社会福祉協議会	6	155	22	磐田市社会福祉協議会	6	155	
21	長泉町社会福祉協議会	11	177	23	10	浜松市社会福祉協議会	7	156	23	浜松市生活自立支援センター	27	515	
22	東伊豆町社会福祉協議会	19	347	24	11	福祉団体 等	23	1,647	24	福祉団体 等	23	1,647	
23	南伊豆町社会福祉協議会	4	49	25	12	県外(災害支援等)	依頼数 重量(kg)	21	1,899	1	福祉団体 等	21	1,899
24	熱海市社会福祉協議会	35	429	26	13	1	福祉団体 等	21	1,899				
25	熱海市役所	6	78	27	14								
26	函南町社会福祉協議会	27	481	28	15								
27	富士宮市社会福祉協議会	5	115	29	16								
28	富士市役所	323	2,966	30	17								
29	富士市社会福祉協議会	201	2,070	31	18								
30	福祉団体 等	101	2,636	32	19								

(出典)『活動報告2016』28頁。

#### (四) 他組織との連携

前述のように、フードバンクふじのくにには、組織構造がコンソーシアム型であることから、設立当初より関連組織・団体とのネットワーク構築に力を入れてきた。組織運営においても、食料調達、食料提供の各側面において、様々な組織・団体との連携・協力の関係を構築することが重要であると認識している。

フードバンクふじのくにへ食料を提供することを内容とする同意書を締結した企業・団体数は、活動を開始した二〇一四年から三年間で、次のように変遷した。<sup>(7)</sup>二〇一四年三一件、二〇一五年七一件、二〇一六年一〇二件。このような連携・協力関係の構築が、フードドライブ以外の食料の調達に貢献していることは明らかである。今後も様々な組織・団体との連携・協力関係が求められていることは言うに及ばない。

(1) NPO法人POPPOLOがすでに入居していた建物の1階部分を「フードバンクふじのくに」とし、2階部分がNPO法人POPPOLOの事務所となった。賃料はそれぞれの組織で応分の負担をしている。

(2) 事務局は、事務局長と事務局次長、運営スタッフからなる体制でスタートした。人的資源としては、コンソーシアム組織の利点を生かし、POPPOLOのスタッフが倉庫における食料の入庫と出庫業務、倉庫における食料の管理業務、さらには食料提供先への対応などを行っている。なお、POPPOLOにはそれら業務を委託している関係から、POPPOLOのスタッフは応分のエフォートを提供するという形での運営となった。また、経理を中心とした財務管理に関しては、県労福協事務局長も参画した。さらに福祉基金協会の支援も受け、フードバンクの運営形態を形成した。つまり、倉庫を中心としたフロント部分の業務はPOPPOLOのスタッフが担い、後方支援的な管理部門の業務については、労福協や福祉基金協会のスタッフが担うという構造であった。このよ

うに、POPULOや静岡県内における労働関係団体の支援をもとに組織の運営体制が確立された。なお、フロント部分の業務は倉庫内で行い、後方支援に関わる管理業務は、県労協と福祉基金協会が入居する「静岡県労政会館」内のそれぞれの事務所内において実施している。

(3) 一九九八年二月より「特定非営利活動促進法」(通称、NPO法)が施行され、各地でNPO活動が活発化した頃、NPO活動をサポートする中間支援組織の重要性が認識された。その際、各地における中間支援組織を支援することを目的として、日本財団が運営費を五年間支援した例がある。このように、フードバンクの草創期には、単年度ではなく複数年度にわたる運営費の助成が必要とされるであろう。

(4) フードバンクふじのくに『活動報告書二〇一六』、三三三頁。

(5) 同右、二八頁。

(6) 熊本県玉名市では、窓口相談に来た生活困窮者を支援する目的で、自治体独自のフードバンクを直営で立ち上げている。担当者の説明によれば、近隣にフードバンクがなく、生活困窮者向けの一時的な食糧支援を自治体が直接担う必要があったことから立ち上げられたようである(二〇一七年三月三〇日ヒアリング)。

(7) 前出『活動報告書二〇一六』、三四頁。



## 第四章 フードバンクふじのくにの今後の可能性

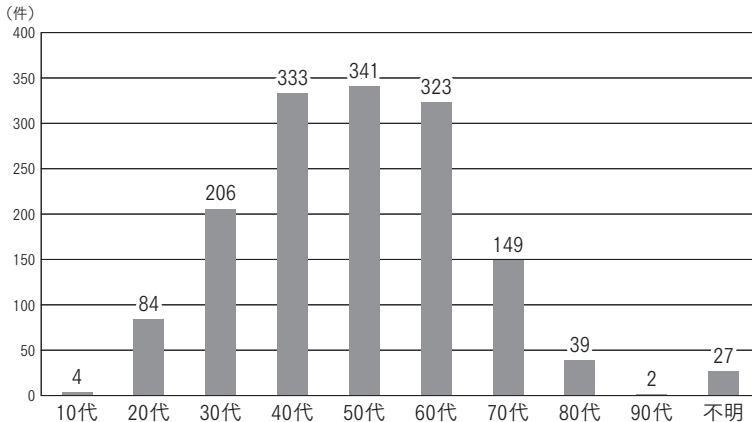
これまで、二〇一四年五月二〇日より活動を開始した「フードバンクふじのくに」の三年間にわたる活動の実態を述べてきた。本章では、三年間の活動を振り返り、今後の展開に向けて、現在かかえている課題とその解決の方向性について検討することにした。

### 第一節 フードバンク利用者の実態

フードバンクふじのくにでは、食料提供依頼のあった中から、福祉事務所や社会福祉協議会への食糧提供について、関係組織からの情報提供を受け、提供者の状況等を取りまとめている。その中から、二〇一六年度に食料提供を受けた人々の実態を整理すると以下ようになる。<sup>①</sup>

#### ①食料提供を受けた人々の年齢(図―1)

四〇代から六〇代が圧倒的に多い状況となっている。また、男女別(世帯)で男性(六八%)が女性(三二%)を凌いでいる。



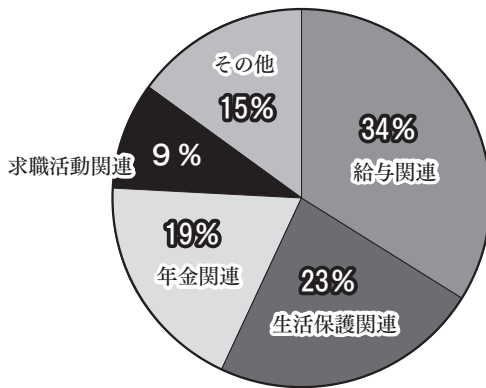
図―1 年齢別食料提供者(2016年度)

(出典)『活動報告2016』35頁。

②利用者の依頼状況（図―2）

「給与支給までのつなぎ」を目的とする依頼者が一番多く（三四％）、次いで「生活保護待機期間等のつなぎ」（二三％）、「年金給付までのつなぎ」（一九％）、「求職活動中の支援」（九％）と続いている。なお、「その他」（一五％）は、「ひきこもり等の理由」や「アウトリーチ活動のため」となっている。

利用者の多くは「つなぎ」的な目的で食糧支援を受けていることが分かる。しかし、その一方で「その他」の中には、「アウトリーチ活動のため」ということで、生活困窮者支援を行っている自治体や社会福祉協議会がより積極的に活動を展開していることを読み取ることができる。フードバンクを運営する側からは、社会に埋もれ、声を上げられない人々に手を差し伸べることが大切であると考えており、その意味では、自治体や社会福祉協議会と連携して、生活困窮者支援に貢献できたと考えられる。



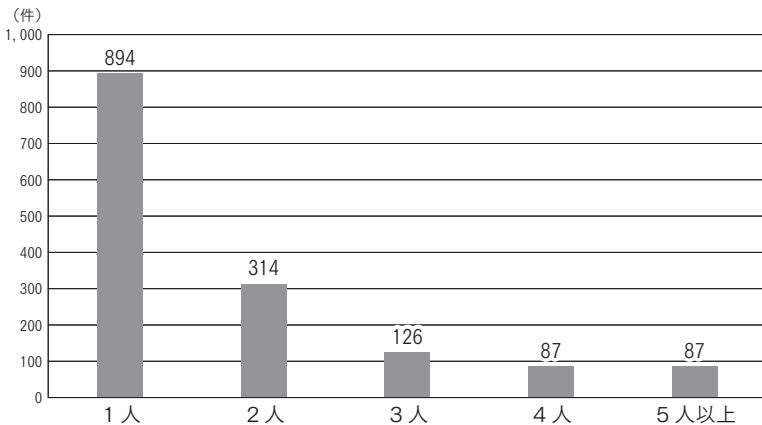
図一2 利用目的（2016年度）

（出典）『活動報告2016』36頁。

③ 支援者の家族構成 (図―3)

依頼者の半数以上は「単身世帯」(五九%)であり、そのうち六五歳以上の高齢者は二割程度となっている。また、世帯構成が二人以上の依頼者の内、一九歳未満の子供がいる「ひとり親世帯」は一割であった。

このように、フードバンクふじのくにの活動が、地域に潜在する生活困窮者を支えている実態が明らかとなった。単身高齢世帯は今後も増加する可能性がある。年金だけで生活を営むことができない高齢者の生存に誰がどのように手を差し伸べていくのか。これは地域福祉にとって、極めて大きな課題だと言える。他方、一人親世帯の貧困の問題も見逃せない現実である。これら、地域社会における「貧困」の問題に真正面から向き合っているのがフードバンクである。このような活動の必要性や重要性が社会的に認知されるようにしなければならぬと考えられる。



図―3 食料提供先の家族構成 (2016年度)

(出典)『活動報告2016』37頁。

## 第二節 フードバンクふじのくにの課題

前述のように、フードバンクふじのくにには、地域福祉の重要な担い手として不可欠な存在になっていると考えられる。そのためには、組織運営の安定性が求められるため、今後フードバンクとして取り組んで行かなければならない課題について述べていくことにしたい。

持続可能なフードバンクの活動を展開していくためには、いくつかの課題が挙げられる。<sup>5)</sup>①運営費の確保、②安定的な食料の調達と管理、③食品保管施設の確保、④他団体との連携、⑤ボランティアの確保等である。

### ①運営費の確保

フードバンクふじのくに運営費については、各種助成金や寄付金で賄われている。特に、発足三年間はWAMの助成金により、運営を軌道に乗せることができた。それ以外には、生活協同組合や静岡県社会福祉協議会の助成金の交付も受けている。さらに、個人寄付金のほか、静岡県労働金庫の会員の総意によって創設された「地域役立ち資金」の、県労協管理分からの助成金も重要な財源となっている。しかし、これら助成金は時限性を持ったものであり、恒久的な財源とはなりえない。そこで、安定的な財源を確保するためには、個人・企業等からの寄付金の割合を増加させる取り組みが不可欠となっている。フードバンクふじのくにの財源構成(二〇一六年度)は、会費(正会員、賛助会員)一二・七%、寄付金二八・〇%、助成金五九・三%となっている。会費の中で、大きな割合を占めているのは賛助会費であり、これについては地区労協協会の貢献度が大きいと言える。しかし、助成金に依存する財政構造になっ

ており、安定した組織運営のためには、バランスの取れた財源構成であることが求められている。

今後は資金調達に向けて、様々なツールを駆使しての広報活動が重要となっている。このような広報活動には、スタッフだけでは限界があるため、プロボノとして関わる人材のリクルートが重要になると考えられる。

## ② 安定的な食料の調達と管理

フードバンクふじのくにの食糧調達に関しては、個人・企業からの寄贈の他、県内市町や社会福祉協議会等と連携したフードドライブ、さらには防災備蓄品の寄贈等によりなされている。このような調達の経路を今後も確保すると同時に、食品の管理と安全な食料の提供が求められる。フードバンクふじのくにでは、受け入れた食品を目視により賞味期限や包装等の安全確認を行っている。そして、棚に保管する際にも再度目視点検を行い、さらに出庫の際にも目視により賞味期限と包装の確認を実施しており、安全な食料の提供に努めている。また、万が一の事故やけが等も備え、適切に対応するための保険に加入している。<sup>4)</sup>

## ③ 食品保管用倉庫の確保

フードバンクを運営する上で重要な事柄として、食品保管用倉庫の確保がある。フードバンクふじのくにでも年々活動規模が拡大していることから、発足当初入居した拠点施設における倉庫だけでなく、その他に三か所ほど保管用倉庫を分散させている。これら倉庫はコンソーシアムを構成する団体の好意によって使用している場合もあるが、借料を支払って借りている倉庫もある。運営費が限られている中で、可能な限り出費を抑制するという観点からすれ

ば、食品保管用倉庫を低廉で借用するか、無償で使うことのできる施設を見出すことが求められる。この点で、行政や企業の理解のもとに食品保管用倉庫を確保することができるのが望ましいと考えられる。

#### ④他団体との連携

フードバンク活動を推進するにあたり、様々な組織・団体との連携は不可欠である。フードバンクふじのくには、静岡市内に拠点を置いているため、静岡県東部・西部地区にも食料を提供できる施設が設けられることが望ましい。その点、直営で支部的な機能を持った施設を設置するという考え方もできるが、経費がかさむことから、むしろフードバンクふじのくにの理念や運営方法に理解を示す組織・団体と連携する方が望ましいと考えられる。そこで、静岡県内の各市町社会福祉協議会や社会福祉法人・NPO法人との連携のありかたを模索することが求められていると見えよう。

#### ⑤ボランティアの確保

フードバンクふじのくにの運営に関しては、コンソーシアムを構成するPOPPOLOへの委託をベースに展開しているが、直接スタッフが関わらなくてもよい作業が存在している。寄贈された食料の賞味期限の確認、食料の包装の傷みの有無(開封済みか否かの確認を含む)、主食・副食・調味料等の分類、賞味期限別の仕分け、米の精米等である。フードバンクふじのくにでは、これらの作業をボランティアに委ねる場合が多い。

今後も地域社会で広くボランティアを募ることにより、多くの人々にフードバンクの存在意義を理解していただく

ことが必要だと考えられる。

以上、フードバンクふじのくにの課題を挙げてみたが、今後、これらの課題と向き合うことにより、さらにその活動の幅を広げ、かつ安定した持続可能な運営を推進していくことが必要とされる。フードバンクを必要とする人々のニーズは今後も増えることはあっても減ることは考えられそうにない。地域福祉の一端を担う不可欠な存在として、フードバンクには地域の人々から期待の眼差しが注がれていると言えよう。そして、フードバンクふじのくにには、生活困窮者支援における社会保険制度(第一のセーフティネット)と生活保護制度(第三のセーフティネット)の間に位置する第二のセーフティネットの一部として機能することが期待されている。<sup>5)</sup>

また、フードバンクふじのくににおける新たな取り組みとしては、長期離職者の就労訓練の一環として、「中間的就労」の受け入れ先として様々な支援団体との連携がある。このような取り組みは、フードバンクの有する多面的な役割の一つとしてとらえることができるだろう。

(1) フードバンクふじのくに『活動報告書2016』、三五頁―三七頁。

(2) 同右、三七頁。

(3) 日詰一幸「フードバンク活動と今後の可能性」全国社会福祉協議会『月刊福祉』(二〇一七年一月号)、三二―三七頁。

(4) 前出『活動報告書2016』二一―二二頁。加入している保険の補償内容は次のとおり。①食品事故が生じた時の補償、②食料運搬中に生じた事故、③ボランティアスタッフが作業中に被ったけが、④個人情報流失した際の対応等。

（5）前出「フードバンク活動と今後の可能性」、三七頁。

## むすび

本稿では、静岡県内における労働者福祉運動が、現実を起こりつつある社会的課題にどのように対応してきたのかをトレースした。その一つが「ライフサポートセンターしずおか」の設立であり、もう一つが「フードバンクふじのくに」の設立であった。双方とも、労働関係団体である県労福協が主体となり、関連組織と連携する形で組織が構築された。その際、静岡県内における地域・地区労福協や企業の労働組合とも有機的な連携の形が形成された。もちろん、労働組合員にこのような社会的活動への関与の意義を理解していただくためには多大な時間と労力が必要となったが、県労福協のスタッフが丹念に地域・地区労福協を巡回して理解を促した。そのような地道な努力の甲斐あって、静岡県内における労働者福祉運動の現代的な展開が可能になったと考えられる。

近年、地域社会では高齢化に伴う貧困の問題や単身世帯の貧困の問題が注目されるようになった。貧困対策とその解決は国や自治体にとっても重要な解決すべき課題であるが、今のところ有効な解決策が提示されていないというのが現状であろう。

静岡県内における労働者福祉運動の中で構築されてきた「ライフサポートセンターしずおか」や「フードバンクふじのくに」は、まさに地域において生活困難を抱える人々にとって重要な社会的セーフティネットを提供しているも



のと考えられる。「ライフサポートセンター」事業においては、相談の窓口として人々の生活困難を解決する糸口を見出すお手伝いをしている。また、「フードバンクふじのくに」は、生活困窮という人間の生存に関わる困難に対して、直接的な支援の体制を構築していると言える。このような生活世界に張り巡らされた社会的セーフティネットが有効に機能し、行政が対応する制度と有機的に連携する時に、地域生活者がかかえる様々な課題が解決に向けて、その歩みを進めることになることだろう。その意味で、静岡県内の労働関係団体の取り組みは、今後とも社会的に注目されていくことになるものと考えられる。

#### 【追記】

本稿は、独立行政法人日本学術振興会学術研究助成基金助成金、基盤(c)(一般)「日本におけるフードバンクの実態に関する研究」(課題番号15K03912)の成果の一部である。